

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年滋賀県条例第 8 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公職選挙法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。(第 1 条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) 第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、滋賀 県議会議員および滋賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以 下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ (滋賀県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の 作成ならびに法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター(滋 賀県知事の選挙の場合に限る。)および同項第5号のポスター(以下「選 挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を 定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) 第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、滋賀 県議会議員および滋賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以 下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ (滋賀県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の 作成ならびに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(滋 賀県知事の選挙の場合に限る。)および同項第5号のポスター(以下「選 挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を 定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>